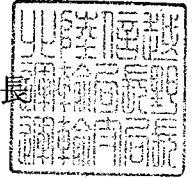


長運整第 91 号の 3
令和 2 年 4 月 28 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における
排出ガス測定器の校正について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 4 月 24 日
付け北信技整第 61 号)のとおり通知がありましたので了知願います。

北信技整第61号
令和2年4月24日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス
測定器の校正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月23日付け国自
整第17号）のとおり通知があったので、了知するとともに関係者に周知されたい。





国自整第 17 号
令和 2 年 4 月 23 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）の排出ガス測定器の使用については、「自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について」（昭和 55 年 6 月 17 日付け自整第 84 号）に基づき、少なくとも 2 年に 1 回行うこととしているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、適切な時期に排出ガス測定器の定期校正を受けることができない自動車特定整備事業者については、別途、指示するまでの間、当該校正を実施しなくとも差し支えないものとし、当該事業者に対しては、排出ガス測定器の機能及び精度を維持するため、同通達 3.（1）及び（2）に基づき、校正を行うよう指導するとともに、併せて、校正を受ける状況が整い次第速やかに校正を受けるよう指導されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第17号の2
令和2年4月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。